

# 総務文教常任委員会記録

令和8年2月26日

【開催日】 令和8年2月26日（木）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前9時40分

【出席委員】

副 委 員 長	伊 場 勇	委 員	大 年 恒 夫
委 員	北 永 千 賀	委 員	白 井 健 一 郎
委 員	藤 岡 修 美	委 員	宮 本 政 志

【欠席委員】

委 員 長	中 岡 英 二		
-------	---------	--	--

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

副 市 長	古 川 博 三		
協 創 部 長	篠 原 正 裕	協創部次長兼市民活動推進課長	河 上 雄 治
協創部次長兼シティセールス課長	村 田 浩		
シティセールス課課長補佐	縄 田 良 弘	シティセールス課観光振興係長	渋 谷 桂 介
監 理 室 長	泉 本 憲 之		
下水道課主査兼工務係長	峠 村 学	下水道課小野田水処理センター主任	三 春 貴 徳
建築住宅課主査兼建築係長	山 本 雅 之	建築住宅課建築係主任	長 尾 祐 輔

【事務局出席者】

事 務 局 長	石 田 隆	議 事 係 長	岡 田 靖 仁
---------	-------	---------	---------

【審査内容】

- 1 議案第13号きらら交流館再整備事業（建築主体・機械設備工事）請負契約の締結について
- 2 議案第14号きらら交流館再整備事業（電気設備工事）請負契約の提携について

---

午前9時 開会

---

伊場勇副委員長 皆様、おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。審査内容は、議案第13号きらら交流館再整備事業（建築主体・機械設備工事）請負契約の締結についてと、もう一つ、議案第14号きらら交流館再整備事業（電気設備工事）請負契約の提携についてです。これらは関連する議案でございますので、一括で説明をお願いしたいと思います。その後、一括で質疑をします。質疑を議案ごとに打ち切ってしまうと戻れないので、関連した議案として一括で説明をいただいて、一括で質疑を行いたいと思います。討論、採決についてはもちろんそれぞれで行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。本日、中岡委員長は所用により欠席しておりますので、副委員長である私が進行をさせていただきます。よろしくお願いたします。それでは、議案第13号、議案第14号の説明をお願いいたします。

村田協創部次長兼シティセールス課長 それでは、シティセールス課より議案第13号きらら交流館再整備事業（建築主体・機械設備工事）請負契約の締結及び議案第14号きらら交流館再整備事業（電気設備工事）請負契約の締結について、関連する議案のため一括して御説明いたします。1ページが契約内容、2ページ、3ページが入札結果となっております。これに加えまして、建築主体・機械設備工事と電気設備工事の工事請負仮契約書とともに図面、仕様書の抜粋を添付しておりますので、御参考にしてください。また、本日はシティセールス課のほか、建築住宅課、下水道課、監理室も同席しております。それでは、資料1ページから御説明いたします。本工事につきましては、老朽化した宿泊研修施設であるきらら交流館を観光拠点として改修・整備を行う工事です。1ページの平面図を御覧ください。改修の概要を簡単に御説明いたします。右に改修前、左に改修後の図面を掲載しています。1階部分は各研修室を撤去し、物販店舗、キッズラウンジコーナー、多目的トイレ・授乳室を併設したトイレを新設します。食堂は厨房についても改修を行い、カフェレストランとして整備するとともに、海側での販売を考慮し、テイクアウトスペースを設置します。2階部分は宿泊施設をなくし、入浴後の休憩

室や談話室、多目的室として整備します。浴室については内湯・露天風呂ともに内装を全面改修、サウナも更新し、設備も一新します。また、今までの玄関は1階平面図中央下、道路側にありましたが、図面左側、駐車場の海側に玄関を追加し、ここをメインの玄関とします。これにより、レストランや浴室などの館内利用者が必ず物販店舗を経由する動線とし、物販店舗の利用を促進するように設計しております。続きまして、2ページを御覧ください。建築主体・機械設備工事につきましては、12月3日に公募型指名競争入札を実施し、3者から応札があり、嶋田工業・アーステクノ特定建設工事共同企業体の落札価格が税込み1億5,797万円になり、電気設備工事につきましては、12月3日に公募型指名競争入札を実施し、3者から応札があり、中電工・富士産業共同企業体の落札価格が税込み2億7,720万円になりました。ともに予定価格が1億5,000万円以上の工事の請負契約となりますので、山陽小野田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。可決を受けた後は、本契約を締結の上、14か月後の令和9年5月21日までの間で各工事を終えたいと考えております。以上で説明を終わります。御審査のほどよろしく申し上げます。

伊場勇副委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

藤岡修美委員 資料の図面について、主な工事内容として、建築主体工事での本体の改修とエントランスの増築、機械設備工事、電気設備工事の四つに分けてあります。入札について、建築主体・機械設備工事を一本で発注されて、電気設備工事だけ分離発注しています。こうなった経緯を説明してください。

山本建築住宅課主査兼建築係長 平成30年に埴生複合施設の入札において機械設備が不調になったことから、建築主体工事と機械設備を一体で発注

しております。それからずっとそのように行っておられます。今回の工事につきましても、建築主体工事は直工で約6億円、機械設備は直工で約2億7,000万円、建築主体工事が主たる工事となりますので、建築工事として発注いたしました。先日、議案を上程しました体育館の整備につきましても、機械設備の額のほうが大きかったため分離発注させていただきます。

藤岡修美委員 機械設備工事の不調とは、落札しないという結果が続いたということでしょうか。その原因も併せて説明してください。

山本建築住宅課主査兼建築係長 平成30年に埴生複合施設の入札を行ったところ、何度入札をしても予定価格に届きませんでした。その際には何度も予定額を見直して、見積りを徴取して、再設計しても予定価格に届きませんでしたので、原因は技術者の不足ではないかと判断しておりました。それ以降、建築主体工事と機械設備工事を併せて発注するようしております。今回は、平成30年以来、久々に大きな額で体育館の機械設備工事だけを分離発注して行いました。入札に参加した業者は1者しかありませんでしたので、振り返ってみれば、きらら交流館を分離発注した際、入札が成立したかどうかは不明です。

藤岡修美委員 私の感覚としては、物価高騰に市役所の設計が追いついていなくて、業者が設定している価格が高くて、それで落札しないのかなという感覚でいます。今の説明だと、市は機械設備業者の人手不足で不落札になったと考えていると理解していいんですか。

山本建築住宅課主査兼建築係長 委員がおっしゃられたことも一理あるかと思えます。その際はたしか3回程度予定価格を見直して、業者の見積価格を基に見直して入札したにもかかわらず、落札いたしませんでしたので、価格だけが要因ではないものと判断しております。

藤岡修美委員 入札見積り結果の情報閲覧があつて、12月3日に公募型指名競争入札で入札されたという説明がございました。公募期間について、公募を始めてから入札までの流れを説明していただけますか。

泉本監理室長 入札までの流れについて説明させていただきます。このたびは公募型指名競争入札方式で行っております。まず、10月17日から10月28日までで公募を行っております。その後、仕様書配布を11月6日に行い、12月1日までを見積期間として設けております。その後、12月2日までに電子入札で入札書を提出していただき、12月3日に開札しておるところです。以上が入札までの流れになります。

藤岡修美委員 建築主体・機械設備工事と電気設備工事ともに同じ流れと考えていいですか。

泉本監理室長 両方とも同じ日付で同様に行っております。

藤岡修美委員 建築主体工事・機械設備工事は最低制限価格によって、電気設備工事は調査基準価格によって入札されています。これらを採用された根拠を教えてください。

泉本監理室長 これにつきましては、どちらを取っても特に問題はございません。本市の要綱、要領でそのように定めておりますので、そのような形で入札を行ったということになります。

伊場勇副委員長 どちらでも問題ないという言い方をされましたけど、どちらかがより適正だからこのようにされたと思うんです。理由をもう少し詳しく教えてもらえますか。

泉本監理室長 土木一式または建築につきましては、調査基準価格ではなくて制限価格を設けております。これにつきましては、もうそれ以下の金額

であれば技術的な担保ができないという判断で、そのような組立てになっております。ただ、機械等につきましては、そこにある程度の業者側の裁量があるということで、調査基準価格というのを設けて入札を行っておるところです。ただ、これはもうどちらも地方自治法に定められた低入札価格での入札方式となっておりますので、どちらを採用するかにつきましては、ある程度自治体の裁量があると思っております。

藤岡修美委員 最低制限価格の場合、それ以下で入札すると失格になりますが、調査基準価格については、調査基準価格を下回る応札があった場合はどのような流れになるのでしょうか。

泉本監理室長 下回る応札があった場合には、そこで調査に入ります。その価格で適正に工事ができるかということの調査となります。これにつきましては、調査基準価格に対して98%という基準を設けておりますので、その範囲内で応札があったものに関しては調査を行います。それよりも下回ったものにつきましては不落札ということになります。その場合には調査が入らず、入札としては成立しないということになります。

伊場勇副委員長 電気設備工事については、業者の裁量の部分が多いから調査基準価格にしたと。ただ、その調査基準価格については98%までは下回ってもよいという基準を設けていると。このたびは調査基準価格よりも低い金額であるけれども、入札は成立したということによろしいですか。

泉本監理室長 おっしゃるとおりです。

藤岡修美委員 ここで電気設備工事の入札見積りの結果を見ますと、2億5,200万円で応札した業者が2者あったと。調査基準価格は下回っているけれども、基準である98%は下回っていないから不落札となっていないと。一応大丈夫な金額であったと理解しました。同じ入札価格で中

電工・富士産業共同企業体に決まった経緯を説明してください。

泉本監理室長 入札において同額であった場合は、くじを引くように地方自治法で定められております。電子入札をしておりますのでくじも電子で行っております。

藤岡修美委員 電子入札でくじ引きまでやってしまうということですか。

泉本監理室長 くじ引きも電子で行っております。くじ引きについては、入札書にあらかじめくじ入力番号を入力していただくようになりまして、業者が入れた3桁のくじ番号に市が乱数を付加するようしております。その数字を用いてクラウド上でくじを引くようになります。くじには一切の他人の関与がないということで認識しております。

伊場勇副委員長 そのほかに質疑はありますか。（発言する者あり）資料もしっかり出していただいているので、ぜひとも質疑をお願いします。（発言する者あり）なるほど、入札についての質疑はいかがですか。（「なし」と呼ぶ者あり）価格について、現在、資材価格等々が高騰していますが、こういったことはどの時点で金額に反映させて、いつの時点で適正な金額だと判断したのでしょうか。

山本建築住宅課主査兼建築係長 9月に起工いたしました。ですから、9月時点で用いる最終の県単価や刊行物単価を採用して予定価格を組んでおります。

伊場勇副委員長 両方の契約とも同じ判断ですか。

山本建築住宅課主査兼建築係長 そのとおりです。両方とも9月の時点の最新単価を用いて行っております。

伊場勇副委員長 9月時点で将来的なものも予測しているということですか。

山本建築住宅課主査兼建築係長 まず、国の単価は昨年度の人件費の調査によって決まりますので、そういった調査による統計的な単価です。また、刊行物単価は、物価調査会などの団体が市場取引を調査した価格です。ですから、将来的な物価の上昇、下落等を加味したものではなくて、調査したときの実勢価格を反映したものです。

宮本政志委員 約款のことでお聞きしたいんですけど、第27条からいろいろ損害に関して羅列してあります。この中に「保険」という言葉が出てくるんですけど、この保険の加入は義務ですか、任意ですか。

山本建築住宅課主査兼建築係長 工事保険につきましては、発注者が指定する場合と指定していない場合があります。本市の工事においては発注者を指定しておりませんので、工事受注者が任意で契約する形になります。

宮本政志委員 任意ということで、仮に保険に入っていないくて高潮など天災事変で損害賠償に対応できなかった場合の担保はどう考えているんですか。なぜ任意にしているのか、お聞きしたいです。

泉本監理室長 高潮などについては第29条、不可抗力に関するものに定めてあります。契約約款は民法と違いまして、そういう災害に対しては100%発注者のほうで負担することになっております。ただ、今回は建物ですので、火災保険は必ず入ってもらわないといけないものとなっております。どこに入るかは業者の自由ではありますが、どこかの火災保険には入られるものと思っております。工事があつたときにその第三者に与えた被害などに対する保険については任意のものであると思っております。ただ、今頃は保険に入られない業者はいらっしゃいませんので、特にこういう大きな工事であれば、その辺は原課でしっかりと管理されるものと思っております。考え方としてはそのように整理しており

ます。

宮本政志委員 「保険に入らない業者はいないと思う」では怖いんですよ。

やはり第三者に損害、特に人命に関するようなことがあったときのことを考えて、市として確認しておくべきですよ。何か事象が起こったときに「確認していませんでした」と言ったら、今度は市の過失になるとよろしくないのです、その辺りをぜひ担当課から確認していただきたいけど、どうかな。

山本建築住宅課主査兼建築係長 損害保険について、発注者として確認するよういたします。

伊場勇副委員長 今は確認していないんですか。

山本建築住宅課主査兼建築係長 特に書類等は求めてはいません。

藤岡修美委員 設計については、指定管理者選考公募型というのを採用されて、実際に今度入札にかけて業者が入って工事する、その施工管理との指定管理者選考公募型の業者との絡みは出てくるんですか。

村田協創部次長兼シティセールス課長 指定管理者につきましては、先行公募といまして、先に指定管理者を指名して、その後に設計の段階からどういった施設にするかという御意見を頂くようにしております。基本設計の段階から指定管理候補者である富士商と設計業者のNSP、そして私たちも入りまして、定期的に御意見を聞きながら基本設計、実施設計をしてまいりましたので、意見はそこで十分に反映されております。工事につきましては、そこからは指定管理者との絡みはないと思っております。

藤岡修美委員 工事の施工管理は、直営で市の職員がされると考えていいです

か。（発言する者あり）

伊場勇副委員長 藤岡委員、もう一度質疑をお願いします

藤岡修美委員 入札が終わって、業者が入る現場の施工管理は市が直営でされるのか、それともどこかのコンサルタントに委託されるのか、そこをお聞きします。

縄田シティセールス課課長補佐 工事監理業務につきましては、直営でやっているわけではなく、入札で決定した建設コンサルタントである株式会社翔設計が工事監理を行うことになっております。

宮本政志委員 令和5年5月17日の委員会で、今おっしゃったことをまさに言ってるんですよ。指定管理者の御意見を頂いて一緒に考えていこうという答弁がありました。この図面から説明していただきたいんですけど、利用しやすい施設になって収益が上がるという目的があるということ。当時のシティセールス課長がおっしゃっているんですけど、それはどのように生かされてますか。利用しやすい施設になってさらに収益が上がるという目的が、改修後の1階、2階の平面図で、ここがこうなってますよと教えてください。

村田協創部次長兼シティセールス課長 指定管理者の意見をどう反映したかというところですね。（うなづく者あり）分かりました。いろいろな意見を頂いていますので、主なところを御説明させていただきます。まず、収益を上げるというところで、テークアウトコーナーの設置があります。資料の63ページが分かりやすいと思います。それと、ビーチサイドでテークアウトしたものなどを食べていただくということでビーチサイドテラスの設置、それと、海側の庭でいろいろなイベントを行いたいというところでイベントスペースの設置、それと、物販エリアの天井を高くしてほしいという御意見を頂いております。それと、トイレの移設、拡

充について御意見を頂いております。それと、サウナに水風呂を設置してほしいというお客様からの要望が多かったということで、水風呂の設置につきまして御意見を頂いております。そのほかブランコなどを設置する予定にしているんですが、そういったインスタ映えスポットの設置の御意見を頂いております。主な意見は以上です。

白井健一郎委員 サウナの安全管理についてなされているかという観点から質問したいと思っています。まず、火災予防に関してです。資料76ページの左側の男性サウナで説明してください。火災予防に関してどのような設備が整っているのかについてお伺いします。

山本建築住宅課主査兼建築係長 サウナはシステム一式をそろえますので、システムの中で一体的に火災予防等の安全管理を果たしていくということになっていくと思います。そのため、本工事で非常ベル等安全装置を設定しており、火災報知設備を設定しておりますので、そういったことで行いたいと思っています。12月に事故があつて、その対応ができていのかを考えてみたんですけど、私では判断できませんでした。工事の中でその専門業者及び設計者と協議して、昨年12月に起こった事故がこのきらら交流館で起こらないかどうか、それぞれしっかりと考えてから施工したいと思っています。必要がありましたら変更いたします。

白井健一郎委員 設計時から変更もあるということですか。

山本建築住宅課主査兼建築係長 昨年12月に事故が起こったわけですけど、設計はそれより前に行っております。ですから、昨年12月の事故の原因になるものがこのサウナ室でやってるかどうかちょっと検証しておりませんので、工事の中で専門業者と検討していきたいと思っています。以上です。

伊場勇副委員長 そのほか質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）よ

ろしいですか。では議案第13号、議案第14号についての質疑を終わります。それではそれぞれ討論、採決に移ります。議案第13号きらら交流館再整備事業（建設主体・機械設備工事）請負契約の締結について、討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に移ります。議案第13号、きらら交流館再整備事業（建設主体・機械設備工事）請負契約の締結について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇副委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。続いて、議案第14号、きらら交流館再整備事業（電気設備工事）請負契約の締結について、討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは議案第14号きらら交流館再整備事業（電気設備工事）請負契約の締結について。賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇副委員長 全員賛成で可決すべきものと決しました。以上で総務文教常任委員会を閉会いたします。

---

午前9時40分 散会

---

令和8年（2026年）2月26日

総務文教常任委員会副委員長 伊場 勇